

【巻頭言】

特集序言

東京都の健康危機対策における科学的根拠の重要性と

東京都健康安全研究センターの果たすべき役割

Preface for the role of Tokyo Metropolitan Institute of Public Health and
significance of scientific evidence in the health protection policy of Tokyo
Metropolitan Government

前田 秀雄

東京都健康安全研究センター所長

Hideo MAEDA

Director, Tokyo Metropolitan Institute of Public Health

東京都健康安全研究センターは東京都が設置する地方衛生研究所であり、都の公衆衛生行政の科学的技術的拠点として感染症対策、食品医薬品安全、環境保健等の各分野において、行政施策と表裏一体となって、試験検査・調査研究による健康リスクの解明にあたってきた。それによって明らかとなる真実は、より健康な社会の実現に資するものであった。

日本の公衆衛生行政は、平常時は、規則的なサンプリングによるリスクの探知、すなわち感染症発生動向調査や食品医薬品等の収去検査等を行い、リスクの発生予防に努め、発生時は、原因となる病原体、化学物質の解明のために患者検体や原因と疑われる食品等を採取し、リスクの追及に努めてきた。こうした方策が、劣悪だった第二次大戦後の日本の衛生環境を著しく改善し、世界で最も安全な国と賞賛されるに至らしめた功績の一翼を担った。

しかしながら、現在においてもこうしたシステムが変わらず有効に働いているとはいえないことは、近年の様々な健康危機の発生状況から明らかである。現代の健康危機は、SARS（重症急性呼吸器症候群）や中国製農薬入り餃子のように発生機序は時に不透明であり、未規制薬物中毒（脱法ドラッグ）のように既存の法規では的確に対応できず、O157感染症や高病原性鳥インフルエンザのように広域的、国際的に発生が拡大し、ダイオキシンやBSE（ウシ海綿状脳症）の様に複雑な社会的影響を及ぼす。

こうした健康リスクについては社会リスクが複雑化した今日にあって、現行の硬直的対応しか取り得ない既存法令主導の健康危機管理システムはアンシャンレジーム（ancien regime）と化している。予め想定されたリスクを、定型的な手法で発見し、定型的な方法で処置する硬直的対応は、リスクの解消という利益よりもむしろ更なる混迷という弊害を生み出す結果となっている。例えば、中国製農薬混入餃子に対する行政としての対応は、基本的には食品衛生法に基づく監視と届出の強化のみであり、結果とし

て、中国政府に対する交渉は表面的なレベルに留まったことも含めて、本質的なリスクの解決にはほど遠い。

また、新型インフルエンザ対策においては、研究の進展と共に、たびたび法改正が繰り返され、対策は常に現実と比べ周回遅れの状況にある。

こうした状況を打破するためには、現代的リスクに対応する新たな危機管理対策へのパラダイムシフトが必須である。

まず、Evidence-basedではなくEvidence-orientedな政策形成を目指すことである。常に全力を持ってリスクを明らかにすることを起点とし、その解決のために最も適切な行政施策を法制化するという逆転の論理が必要である。そのためには、リスクの発見のためシステム、組織、施設を強化するとともに迅速に対応するためのフレキシブルな行政制度を構築する必要がある。

次に、リスクに関する情報の積極的な公開も必須である。開示されたリスクは、この困難さに関わらず社会的な解決に向けての検討が開始される。逆に言えば、公開されず行政内に情報が留まるリスクは、その課題が大きく解決が困難である程行政の瑕疵を生み、被害が拡大する結果に至ることは、戦後の様々な事例で明らかである。

さらに、現在の非定形的なリスクはどのような解決の方向性においても、様々な利害関係者stake holder が出現し、万人に無批判に了承される解決策は存在し得ない。行政機関による独善的判断では利害調整はもはや困難な状況となっている。Y. ハーバーマスは「公共性の構造転換」の中で市民的公共性を「開かれた場での万人の討議の中で得られる」と唱えているが、リスクの合理的な解決策は、関係する情報のすべてを公開し、利害関係者を含めた市民の幅広い議論の積み重ねに基づいた意志決定に委ねることでしか決定し得ず、開かれた公正な視点でのリスク・コミュニケーションの場が確保される必要がある。

一方、公論を形成するためには、公正な討議の場の構築と共に意志決定の素材となる情報の平等な提供が不可欠だが、医療科学分野は「情報の非対称性」が強く懸念される分野である。このため、情報を収集・分析・発信する専門機関は、公正なる議論をする場の構築に寄与するために、非専門的な関係者に対しても理解可能な形での情報提供に努めることが責務である。

地方衛生研究所は、これまで公衆衛生政策決定のため科学的根拠を明らかにする第一線機関として活動してきた。しかしながら、こうした現代的健康リスク構造においては、黙々と試験検査調査研究を実施し、学術的なデータを提供するのみではなく、万人に対して積極的に情報を発信し時にその解決策を提案することより、開かれた議論の場の構築に寄与することが求められている。

地方衛生研究所の近未来的使命は、健康危機管理政策における市民的公共性の確立に貢献することであり、そのトップランナーであることが東京都健康安全研究センターの矜持である。